別表六の二(十八)付表の記載要領第三号を次のように改める。

3　「連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十八)「５」)＋(1)－(4)－(5)－(6)－(11)－(12)－(17)－(18)　(19)」及び「連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額（別表六の二(十八)「５」)＋(1)－((2)から(18)までの計)　(20)」の各欄の記載に当たつては、別表六の二(十八)「５」の欄に外書きした金額がある場合には、当該金額を「別表六の二(十八)「５」」に含めて計算すること。

別表六の二(十九)の表を次のように改める。